

刑事弁護活動の自由を守る会長声明

広島高等裁判所に係属中の殺人事件（いわゆる「光市母子殺害事件」）に関し、日本弁護士連合会宛に弁護人を脅迫する書面等が届き、さらに、同様の脅迫文書が新聞各社にも送付されたとの報道がなされた。

当会は、今回の脅迫行為は、暴力により弁護人の弁護活動を威嚇することによって、憲法が保障する弁護人依頼権を否定し、憲法の適正手続を根幹から揺るがす卑劣な行為であると受け止め、厳重に抗議する。

憲法37条3項は、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる」と規定し、国連の「弁護士の役割に関する基本原則」（以下「基本原則」）も、第1条において「すべて人は、自己の権利を保護、確立し、刑事手続のあらゆる段階で自己を防御するために、自ら選任した弁護士の援助を受ける権利を有する」と定めている。このような被告人の権利は、刑事裁判において被告人に十分に防御の機会を与えることによって被告人に対し適正な裁判を受ける権利を保障するものであって、歴史的に確立された大原則であり、弁護士は、被告人のこのような権利を守るために最善の努力をすべき責務を負っているのである。

価値観が多様化し、利害もまた鋭く対立する現代社会において、国内外を問わず、力によらない自由な言論を基に、基本的人権の擁護と社会正義の実現をめざす弁護士の役割は、民主主義の基盤として、ますますその重要性が増している。

国連の基本原則第16条において「政府は、弁護士が脅迫、妨害、困惑あるいは不当な干渉を受けることなく、その専門的職務をすべて果たし得ること、自国内及び国外において、自由に移動し、依頼者と相談し得ること、確立された職務上の義務、基準、倫理に則った行為について、弁護士が、起訴、あるいは行政的、経済的その他の制裁を受けたり、そのような脅威にさらされないことを保障するものとする」と定めている。

当会は、弁護士や弁護活動への妨害や脅迫行為は、被告人の弁護人依頼権を否定し、適正手続を保障した憲法の理念に反するという認識を広く市民と共有できるよう尽力するとともに、裁判員制度を2年後に控えた今日、刑事弁護における弁護人の責務について理解を求め弁護活動の自由を確保するために、不断の努力をしていくことを改めて決意する。

以上の通り、本声明を発するものである。

平成19年8月8日

茨城県弁護士会 会長 足立勇人